

# 父母と学ぶ会だより

NO. 23 研修報告号～H27年5月発行



## 施設内研修の報告

### 「障害基礎年金について学びました。」 27年1月26日発表

障害基礎年金とは障害のために働くことができず、収入が減ってしまったり、医療費や介護費用など障害のために生活費が膨張するのをカバーするために作られたものです。この年金を受け取るためには保険料を支払うことが必要です(拠出年金といわれるもの)。

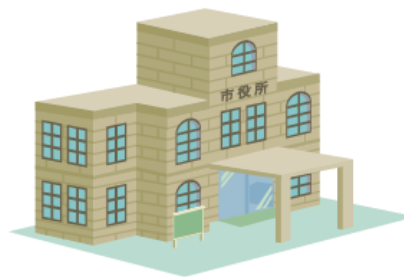
しかし、知的障害のように20才前に障害のある場合は年金に加入することができないので、保険料の支払いは問われません(無拠出年金といわれるもの)。

今回はこの無拠出年金、年金を受け取るまでの手順について学びました。

参考にしたのは「エールの会」の『「障害基礎年金」を取るための手引き書』です。手順に加えて、当事者の声、助言も載せられていてわかりやすいものでした。

まず、障害基礎年金を受け取るには

1. 申立書と診断書を取りに行く
2. 申立書を書いてもらう
3. 診断書を書いてもらう
4. 申立書と診断書を持っていく
5. 調査にくる
6. 電話で連絡があり通知がくる
7. 証書を取りに行く



以上の手順が必要になります。

申立書、診断書も本人が記入するには難しいことが多いため、本人の様子をよく知る家族や施設職員が記入します。

また、ここで大切になるのが診断書です。以前は精神科の医師のみが書類作成していましたが、現在は小児科、脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科などの医師も作成できるようになり、幼少期からの様子を知る医師が的確に書類を作成できるようになったということです。

エールの会の資料には、障害年金がもらえるかわからなかったがもらうことができた。

障害年金をもらい生活の幅が広がった。との声ものせられていました。

障害基礎年金を必要な方が、自分はもらえないのでは…と思い諦めているケースもあるとのこと、そのような方も適切に受給できるようにしていくことが大切だと思いました。

(水永 裕美 石川 裕美)

# 施設内研修の報告



## 「療育手帳について学びました。」 27年3月23日発表

3月23日に施設内研修で「療育手帳」をテーマに発表させていただきました。  
最初に療育手帳とは何か？について紹介をします。療育手帳は「知的障害児、者に対して一貫した指導、相談が行われ、各種の援助措置を受けやすくすること」が目的で交付されるものです。また、「知的障害者福祉法」ではなく、厚生省が出した通知「療育手帳制度の実施について」に基づいています。手帳の様式は統一されておらず、障害支援区分が地域によって異なります。（原則として2年ごとに再判定が必要です）

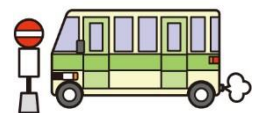
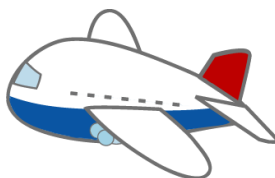
次に療育手帳の優遇制度についての紹介です。所得税、住民税、自動車税等の控除や減免がありますが今回は静岡の施設の減免について紹介します。身近なところでは「富士山こどもの国」、「草薙総合運動場」「浜名湖ガーデンパーク」の入園料または利用料の免除があります。外出時に利用するJRやバス、飛行機も療育手帳を所持していれば50%の割引で買える場合があります。

他にも知的障害者の方を家族に有し、家族全員の市町村民税が非課税の世帯はNHKの受信料が免除になります。また、療育手帳を所持していると携帯電話の基本使用料等が割引となります。（具体的な割引の内容や手続き等は電話会社によって異なります）

今回、療育手帳の優遇制度について調べてみましたが、税の免除等以外にも外出時の交通機関の配慮や外出先の入園料等の配慮があることを改めて学ぶことができました。

お休み等に家族で出かけてみてはいかがでしょうか。

（鈴木 美由起 溝口 諒）



### 療育手帳をお持ちの方

平成26年3月現在、静岡県内で療育手帳をお持ちの方は下記のとおりです。

区分	A(重度)	B(中軽度)	計
18歳未満	2,371人	5,591人	7,962人
18歳以上	8,284人	12,078人	20,362人
計	10,655人	17,669人	28,324人
比率	37.6%	62.4%	100.0%

（編集 岩谷 由香利）